

各種申告書の記載例

○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1	所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 57年 1月 1日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の氏名 山川 太郎	あなたの配偶者の住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の収入 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出 〇
2	源泉控除対象配偶者（注1） 山川 明子	あなたの氏名 山川 明子	あなたの生年月日 57年 10月 5日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の氏名 山川 太郎	あなたの配偶者の住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の収入 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出 〇	
3	扶養親族（16歳以上） 山川 一郎	あなたの氏名 山川 一郎	あなたの生年月日 16年 2月 4日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の氏名 山川 太郎	あなたの配偶者の住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の収入 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出 〇	
4	扶養親族（16歳以上） 山川 二郎	あなたの氏名 山川 二郎	あなたの生年月日 21年 5月 17日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の氏名 山川 太郎	あなたの配偶者の住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の収入 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出 〇	
5	扶養親族（16歳以上） 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 隆雄	あなたの生年月日 22年 5月 8日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の氏名 山川 太郎	あなたの配偶者の住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の収入 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出 〇	

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等
2 源泉控除対象配偶者（注1）
3 あなたの個人番号
4 あなたの住所

所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	源泉控除対象配偶者（注1） 山川 明子	あなたの個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの住所 〇〇市××町 23-7
----------------------	------------------------	-------------------------------------	-----------------------

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1 源泉控除対象配偶者（注1）
2 控除対象扶養親族（16歳以上）
3 あなたの個人番号
4 あなたの住所
5 あなたの生年月日
6 非居住者である親族
7 生計を一にする事実
8 扶養親族の日及び事由

源泉控除対象配偶者（注1） 山川 明子	あなたの個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの生年月日 57年 10月 5日	非居住者である親族 〇	生計を一にする事実 〇	扶養親族の日及び事由 〇
控除対象扶養親族（16歳以上） 山川 一郎	あなたの個人番号 1 6 2 4	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの生年月日 16年 2月 4日	非居住者である親族 〇	生計を一にする事実 〇	扶養親族の日及び事由 〇
控除対象扶養親族（16歳以上） 山川 二郎	あなたの個人番号 2 1 5 1 7	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの生年月日 21年 5月 17日	非居住者である親族 〇	生計を一にする事実 〇	扶養親族の日及び事由 〇
控除対象扶養親族（16歳以上） 山川 隆雄	あなたの個人番号 2 2 5 8	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの生年月日 22年 5月 8日	非居住者である親族 〇	生計を一にする事実 〇	扶養親族の日及び事由 〇

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和7年中の合計所得金額の見積額が90万円以下の人）に限ります。と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人）
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成22年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）
（ロ） 年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）
（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成28年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 31.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 15.1.2 生～平 19.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年 1 月 2 日～平成19 年 1 月 1 日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和 7 年〇月〇日 結婚」
2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等を有することとなった場合
⇒「令和 7 年 12 月 1 日 改正」

●（参考）

- ①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,600,000円	950,000円
1,230,000円	580,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

- ※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

1	2	3	4
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)	異動月日及び事由	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)	異動月日及び事由	

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和 7 年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がある）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載順をまねています。)									
1	16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	2	個人番号	3	生年月日	4	住所又は居所	5	異動月日及び事由
	1 ヤマカワサブロー 山 川 三 郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	チ	24・7・5	〇〇市××町 23-7			0 円	
	2								
3	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	4	個人番号	5	生年月日	6	住所又は居所	7	異動月日及び事由
	1 (フリガナ) 氏								

- ※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。
3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 22.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和 7 年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のう

ち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和 7 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和 7 年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和 7 年中の合計所得金額の見積額が**58 万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。